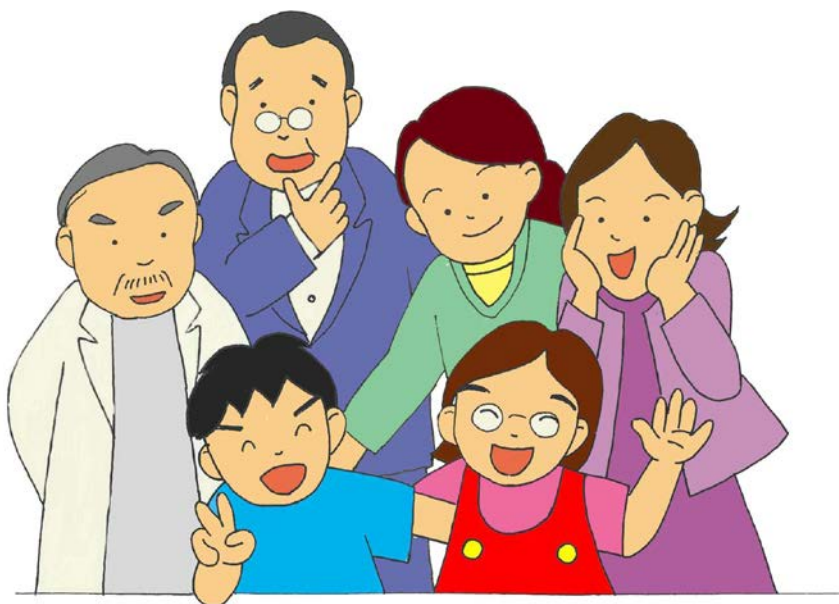


市川市特別支援教育推進計画

(第3期) 令和4年度～令和8年度



すべての子どもたちは、様々な個性と可能性をもっています。

その個性と可能性を生かし、子どもたちが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、そして、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指して、特別支援教育を推進していきます。

「市川市特別支援教育推進計画」 基本理念

令和4年4月
市川市教育委員会

市川市特別支援教育推進計画（第3期）

令和4年度～令和8年度

目 次		1
I 市川市特別支援教育推進計画（第3期）の策定について		
1 計画策定の趣旨		2
2 計画の策定方針		3
3 基本計画と実施計画		
4 第3期計画の推進期間		
5 実施計画の評価		
市川市特別支援教育推進計画（第3期）全体像		4
II 第2期計画の取組と課題		
<1>学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援		6
《主な取組内容》		
《成 果 と 課 題》		
<2>教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実		13
《主な取組内容》		
《成 果 と 課 題》		
<3>関係機関と連携した相談・支援体制の整備		18
《主な取組内容》		
《成 果 と 課 題》		
<4>特別支援教育についての理解・啓発		19
《主な取組内容》		
《成 果 と 課 題》		
III 第3期計画の具体的な取組		
<1>学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援		20
<2>教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実		23
<3>関係機関と連携した相談・支援体制の整備		26
<4>特別支援教育についての理解・啓発		28
資 料		
1 用語説明	 資料1～6	
2 計画策定の経過	 資料 6	
3 市川市特別支援連携協議会委員	 資料 7	
4 市川市特別支援学級・通級指導教室設置校一覧	 資料 8	

I 市川市特別支援教育推進計画（第3期）の策定について

I 計画策定の趣旨

市川市教育委員会では、平成24年4月に「市川市教育振興基本計画」の部分計画として「市川市特別支援教育推進計画」（第1期計画）が策定しました。特別支援教育の理念^{※1}を確認しつつ、市川市内の幼稚園を含むすべての学校における特別支援教育に係る取組の方針を定め、具体的な計画としました。

また、平成29年4月には、第2期を策定し、冒頭の「市川市特別支援教育推進計画」の基本理念のもと、すべての園・学校・学級で、すべての子どもたちを対象に、すべての教職員がその担い手として、インクルーシブ教育システム^{※2}を構築するための取組を進めてきました。

さらに、「市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）^{※3}」の作成と活用を軸として、各園・学校が中心となって、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を考えてきました。各園・学校だけでなく市川市内の関係機関・関係部局とも連携し、支援の情報をライフステージ^{※4}に応じて引き継ぎ、一貫した支援となることを目指して取り組んでいます。このことは、子どもたちの個性と可能性を生かし、「自分らしく」学び、「自分らしく」社会参加をすることができるための取組だと考えています。

平成29年3月には、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、平成30年3月には、高等学校学習指導要領において特別支援教育の充実が明記され、「医療的ケア児及びその家族支援に関する法律^{※5}」の施行、ICT 利活用等による特別支援教育の推進が求められました。

また、令和3年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告では、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備」「障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」などが提言されました。これらをさらに推進するため、「それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充」と「障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場^{※6}の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現」が求められています。

これら特別支援教育を取り巻く環境に大きな動きがある中、改めて「市川市特別支援教育推進計画」の基本理念を重要視しつつ、第2期計画の取組とその評価を踏まえ、第3期計画を策定するものです。

2 計画の策定方針

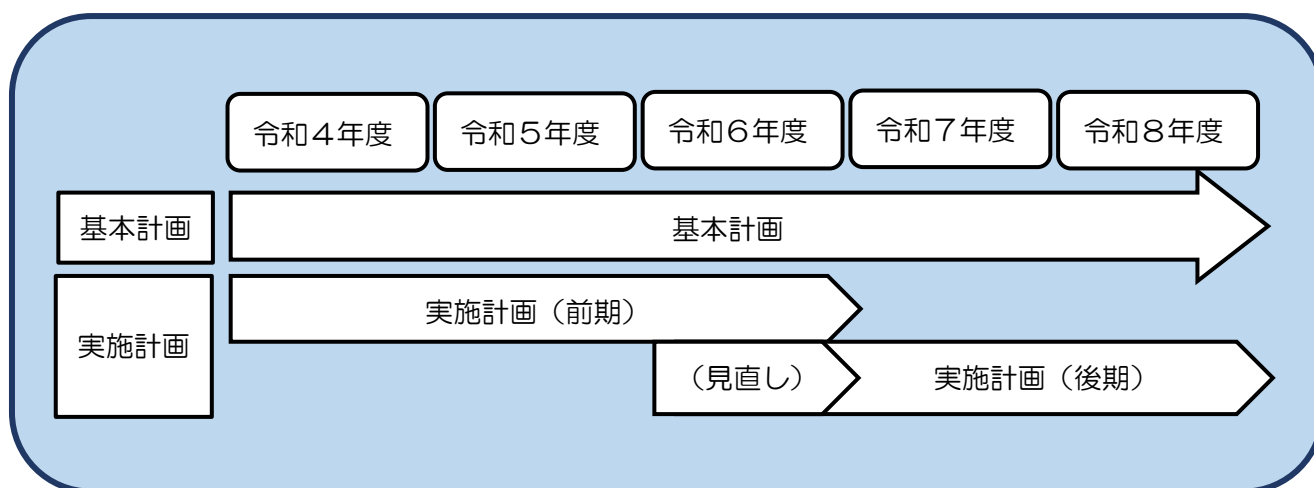
- (1) 第2期計画で示した方針、方策は踏襲しつつ、取り組んできた中での課題を解決するための具体的な計画とします。
- (2) 一人一人に応じた適切な支援の提供と、共生社会 ※7の実現を目指し、関係機関・関係部局との連携を図りながら、長期的な視点で取り組む計画とします。
- (3) 5～10年の中・長期的な計画として策定します。(第3期計画は5年計画)

3 基本計画と実施計画

第2期計画と同様、重視する4つの方針と各方針の下に立てる推進の方策を、基本計画とします。各方針における具体的な取組を実施計画とします。(4ページ全体像 参照)

4 第3期計画の推進期間

基本計画の期間を5年とし、実施計画については3年目で見直しを行います。



5 実施計画の評価

実施計画の評価については、それぞれの取組の中で年度ごとの評価を実施します。その評価を受けて、必要に応じ改善を図り、3年目で計画を見直します。(第3期後期計画の作成)

評価の方法については、「Ⅲ 第3期計画の具体的な取組」を参照ください。

市川市特別支援教育推進計画（第3期）全体像

市川市教育振興基本計画

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

第3期（平成31年1月）
方針2-目標7 特別支援教育など、教育的ニーズに応じた支援を充実させる

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう一人一人の個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進めます。

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、それぞれ子どもの学びの環境を整えるとともに、一人一人の抱える困難や課題を把握し、発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を一層充実させていきます。特に、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援が行われるよう市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の活用を進めます。

また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるよう、教職員の研修等を実施し、指導力向上を図ります。

施策Ⅰ
特別支援教育の推進

市川市幼児教育基本方針

「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加するために 市川市特別支援教育推進計画（第3期）

背景：国・県の動き

特別支援教育の推進について（通知）
平成19年 文部科学省初等中等教育局長

千葉県特別支援教育推進計画（平成19年）

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進（報告）
（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法^{※8}） 平成28年4月1日施行

学校教育法施行規則の一部を改正する省令規定並びに特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領の全部を改正する告示
（平成29年4月）※高等部は平成31年

第2次 千葉県特別支援教育推進基本計画（平成29年）

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）
（令和3年1月）

基本理念

すべての子どもたちは、さまざまな個性と可能性をもっています。
その個性と可能性を生かし、子どもたちが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、そして、さまざまな人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指して、特別支援教育を推進していきます。

市川市特別支援教育推進計画
平成24年4月

第1期後期計画
平成27年4月

市川市特別支援教育推進計画
（第2期）平成29年4月

第2期後期計画
令和2年4月

評価・見直し

<1>学校全体で行う特別支援教育の
視点を生かした適切な指導・支援

推進の方策 1・2・3

<2>教育的ニーズに対応した多様な
教育の場による指導の充実

推進の方策 4・5

<3>関係機関と連携した相談・支援
体制の整備

推進の方策 6・7

<4>特別支援教育についての
理解・啓発

推進の方策 8

基本理念

すべての子どもたちは、さまざまな個性と可能性をもっています。
その個性と可能性を生かし、子どもたちが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、そして、さまざまな人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指して、特別支援教育を推進していきます。

「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加するために

市川市特別支援教育推進計画（第3期）

<1>学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援

推進の方策

- 1 特別支援教育の視点を生かして、すべての幼児児童生徒にとって「わかる授業」を目指す。
- 2 すべての幼稚園・学校において、支援を必要とする幼児児童生徒への理解と適切な指導・支援を推進する。
- 3 各園・学校の校内支援体制の充実を図る。

具体的な取組

- 1-①ユニバーサルデザインの視点を生かした
どの子も「わかる授業」づくりの推進
- New** ②ICTを活用した授業の推進
- 2-①教職員の特別支援教育に関する理解推進と、実践力向上のための研修会の実施
- ②合理的配慮についての理解推進のための研修会等の実施
- ③外部人材の活用の推進
- ④医療的ケアの体制整備の充実
- 3-①特別支援教育コーディネーターの育成と校内支援体制の充実
- ②「市川スマイルプラン」や「個別の指導計画」の作成と活用の推進
- ③補助教員等に対する研修の実施

<指導課・教育センター・義務教育課・保健体育課・青少年育成課>

<2>教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実

推進の方策

- 4 通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の指導の充実と教職員の専門性向上を図る。
- 5 特別支援教育に係る物的・人的環境の整備と充実を図る。（基礎的環境整備の充実）

具体的な取組

- 4-(1)指導の充実
- ①担当者の育成と専門性の向上
- ②交流及び共同学習の推進
- New** ③キャリア教育及び進路指導の充実
- New** 4-(2)校内支援としての活用の推進
- ①特別支援学校のセンター的機能の充実と他機関との連携の整備
- ②校内リソースとしての通級指導教室・特別支援学級の活用推進と課題の明確化
- ③中学校ブロック支援体制の実現に向けた取組
- New** 5-①特別支援学級等の設置の推進
- ②須和田の丘支援学校の環境改善の検討
- ③特別支援学級等補助教員の効果的な配置の推進

<指導課・教育センター・義務教育課・学校環境調整課・関係機関>

<3>関係機関と連携した相談・支援体制の整備

推進の方策

- 6 柔軟で連続した就学支援体制の構築を図る。
- 7 ライフステージに応じた相談・支援の体制を整備し、円滑な接続を図る。

具体的な取組

- 6-①柔軟で連続した就学支援体制構築の推進
- ②就学時健康診断後の円滑な相談への移行
- ③就学後のフォローアップ体制の構築
- New** 7-①早期からの相談・支援機関と連携した、就学相談の充実
- ②教育相談体制の充実と連携の推進
- ③就学前の保護者に対する啓発
- ④「市川スマイルプラン」や「個別の指導計画」を活用した情報のつながりと、一貫した支援の推進
- ⑤特別支援学校高等部卒業後への円滑な接続の推進

<指導課・教育センター・保健体育課・発達支援課・障がい者支援課・関係機関>

<4>特別支援教育についての理解・啓発

推進の方策

- 8 特別支援教育について広く市民への理解の推進と啓発を図る。

具体的な取組

- 8-①教育委員会広報紙やホームページ、リーフレット等による情報発信と理解・啓発の推進
- ②特別支援教育に関する研修や講演会の開催及び関係団体による啓発活動への協力
- New** ③障がい者スポーツへの取組と障がい者理解の促進

<指導課・教育センター・保健体育課・関係部局等>

Ⅱ 第2期計画の取組と課題

第2期計画の取組を振り返り、4つの方針に沿ってそれぞれ取り組んだ内容とその評価、課題についてまとめました。

＜Ⅰ＞ 学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援

支援が必要な児童生徒にとってわかりやすい授業は、すべての児童生徒にとってわかりやすい授業であり、確かな学力の向上につながるものであるということを周知するとともに、新たにユニバーサルデザイン※⁹の視点を取り入れた環境づくり、授業づくりを推進してきました。

また、すべての幼稚園・学校において、支援を必要とする幼児児童生徒についての理解に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な合理的配慮※¹⁰及び指導・支援の提供に努めてきました。特に特別支援教育コーディネーター※¹¹の複数配置や、ライフカウンセラー※¹²との連携を推進し、各園・学校においての校内支援体制の充実を図ってきました。さらに市川スマイルプランや個別の指導計画※¹³の作成・活用による適切な指導支援の充実を目指してきました。

校内での支援体制の充実に加えて、教職員の特別支援教育に関する理解推進と実践力向上のための研修会を実施し、特に、ユニバーサルデザインや合理的配慮についての考え方や実践の進め方について力を入れて取り組んできました。

これまでの取組内容と、その状況や評価は以下のとおりです。

＜主な取組内容＞

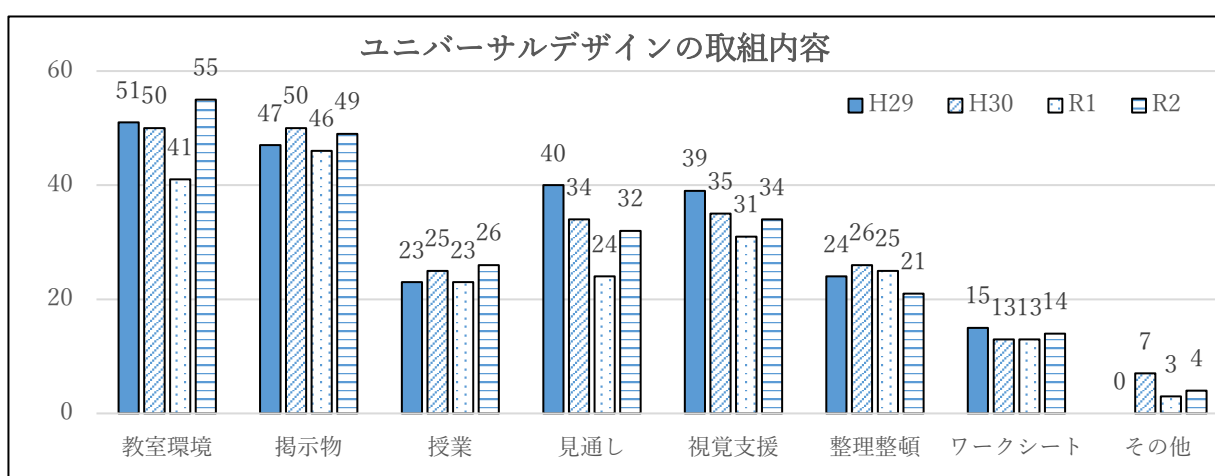
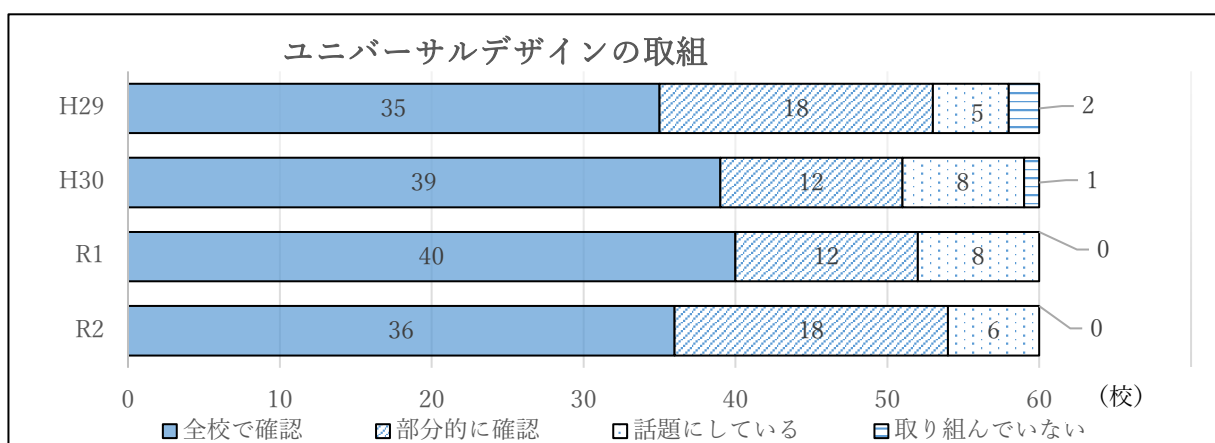
（Ⅰ）ユニバーサルデザインの視点を生かしたどの子も「わかる授業」づくりの推進

- ・学校訪問等を通じて、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業改善について周知した。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備や授業づくりのポイント等を紹介し、各園・学校で活用できるようにした。各園・学校では、環境面の取組が進んでいる。
- ・学校に訪問して、どの子にも「わかる授業」づくりについて研修会を実施した。
- ・ユニバーサルデザインについての研修資料を作成し、各園・学校の校内研修等で活用できるようにした。

グラフ1・2【特別支援教育コーディネーターアンケートより】

令和3年2月実施

※小・中学校・義務教育学校・幼稚園 60校園



(2) 特別支援教育に関する研修会の実施 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

①特別支援教育実践研修会

毎年、各園・学校の特別支援教育コーディネーターや希望職員を対象として研修を実施した。(表1参照)

表1【研修内容と評価】 ※評価は研修会の満足度 4段階評価で4点満点

実施年度	研修内容（講演会）	評価
平成29年度	子どもの感情をコントロールする力を育てるためにどのように関わればよいか	3.8
平成30年度	特別な教育的支援が必要な子への対応の仕方	3.9
令和元年度	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり	3.9

②特別支援教育コーディネーター研修会

年4回開催し、その内の1回以上、児童生徒の理解と支援、合理的配慮についてなどのテーマで講師を招聘した。(表2参照)

表2【研修内容と評価】 ※評価は研修会の満足度 4段階評価で4点満点

実施年度	研修内容（講演会）	評価
平成29年度	発達障害のある子どもへの支援方法	3.9

平成29年度	幼稚園・小・中学校における合理的配慮の提供について	3. 8
平成30年度	発達障害のある児童生徒の理解と支援について	3. 9
平成30年度	スマイルプランの活用と合理的配慮について	3. 8
令和 元年度	発達障害のある児童生徒の理解と支援について	3. 9

この他にも、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備の具体例や授業づくりのポイント等を紹介し、各園・学校で活用できるようにした。

③各園・学校での研修会

各園・学校では、外部講師を招聘した研修会や職員会議などの時間を活用したミニ研修会等で、ユニバーサルデザイン、幼児児童生徒理解、市川スマイルプラン、合理的配慮についてなどの研修に取り組んだ。

(3) 合理的配慮についての理解推進について

- ・保護者と毎年合理的配慮について確認をし、その内容を市川スマイルプランの中に記載している学校が増えてきた。
- ・学習指導案の中に合理的配慮についての記載が少しずつ定着し、学習の中で意識している教員が増えてきている。
- ・授業では ICT を効果的に活用し、どの子にもわかりやすい授業を展開することを意識し視覚的な支援や個に応じた指導に取り組んだ。

(4) 各機関の専門家からの指導助言による、適切な指導・支援の充実

- ・市川市巡回指導職員 ※¹⁴の派遣では、運動会練習など、行事での様子や若年層の学級経営（児童生徒との関わり方）など多岐に渡るニーズに助言した。
- ・特別支援アドバイザー※¹⁵（千葉県教育庁葛南教育事務所）の派遣の活用を進めた。
- ・幼稚園を巡回する幼児教育相談員 ※¹⁶は、公立、私立幼稚園ともに多くの相談に対応し、早期の気づきがその後の支援につながった。さらに保護者の相談にも年間150件対応した。（表5参照）

表3 過去4年間の市川市巡回指導職員の相談件数（数字は延べ件数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	963	993	681	629
中学校	393	281	241	226

※令和元年度以降は、相談1件に対する指導・助言の時間を充実させるため、相談件数を絞って訪問している。

表4 過去4年間の特別支援アドバイザーの利用学校数（数字は延べ校数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用校数	17	21	23	18

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症によりアドバイザー派遣の期間が限られていた。

表5 過去4年間の幼児教育相談員の相談件数（数字は延べ件数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公立幼稚園	582	440	343	346
私立幼稚園	712	636	847	702
合 計	1294	1076	1190	1048

(5) 各園・学校の校内支援体制の充実

- ・特別支援教育コーディネーターを複数配置している小学校は増えてきているものの、特別支援教育コーディネーターの経験年数により専門的な知識等の差が大きい。
- ・公立幼稚園では、配慮が必要な幼児が増加傾向にあり、各園で特別支援教育についての研修会を実施し、個に応じた適切な指導・支援につなげた。

(6) 市川スマイルプラン、個別の指導計画の作成と活用について

- ・市川スマイルプランを作成することで、支援の必要な幼児児童生徒の情報の共有と引き継ぎが各園・学校においてスムーズに実施できた。年度当初に担任が市川スマイルプランを作成している保護者と面談し、当該年度の目標や合理的配慮等について確認する学校を増やすことができた。
- ・令和3年度には、市川スマイルプランの作成と活用について教職員の実態を把握し、課題を明確にするためのアンケート調査を実施した。（PIO、11ページ参照）
- ・令和2年度版市川スマイルプラン実施要項を作成し、様式の見直しを実施するとともに、Q&Aを作成し、理解推進を図った。
- ・各学校で市川スマイルプランについての校内研修ができるように、研修資料を作成し、市内共有フォルダに保存して自由に活用できるようにした。
- ・新任教頭研修会で市川スマイルプランと個別の指導計画の活用について説明を行った。

表6 【スマイルプラン作成数】（特別支援教育コーディネーターへのアンケートより）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼稚園	10	12	13
小学校	631	848	1011
中学校	86	230	235

表7 【個別の指導計画作成数】（特別支援教育コーディネーターへのアンケートより）

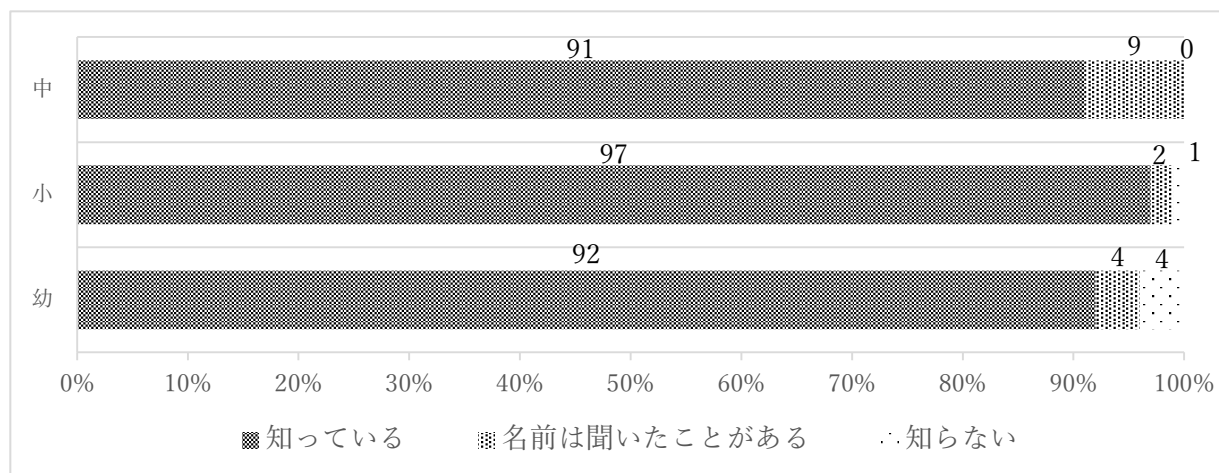
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼稚園	46	46	53
小学校	867	1137	1446
中学校	171	133	198

【市川スマイルプランアンケート調査のまとめ】

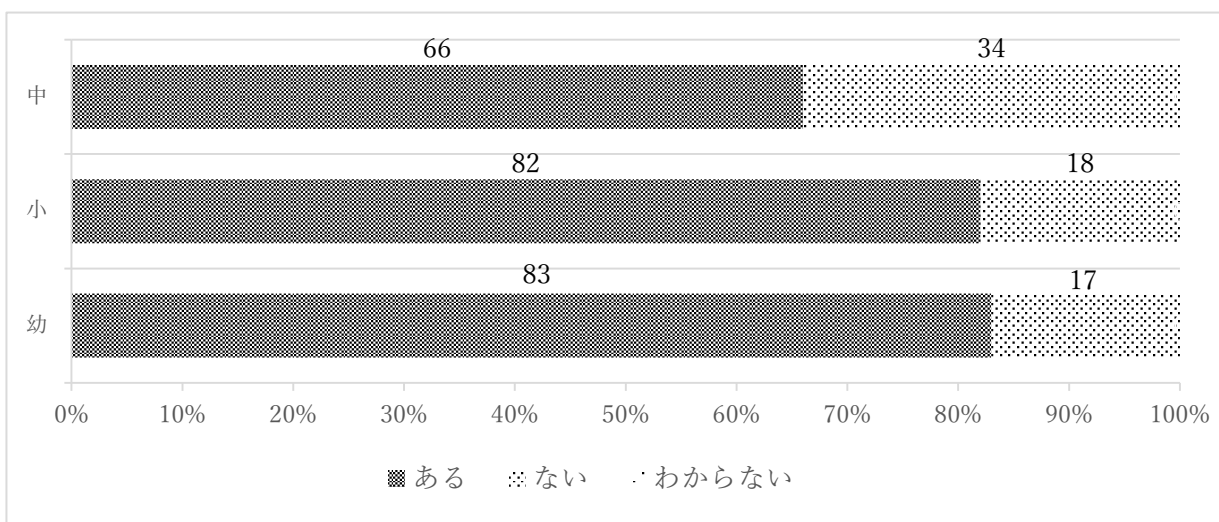
令和3年10月実施

※対象：小・中・義務教育学校で特別支援学級等の担当者、管理職を除く教員

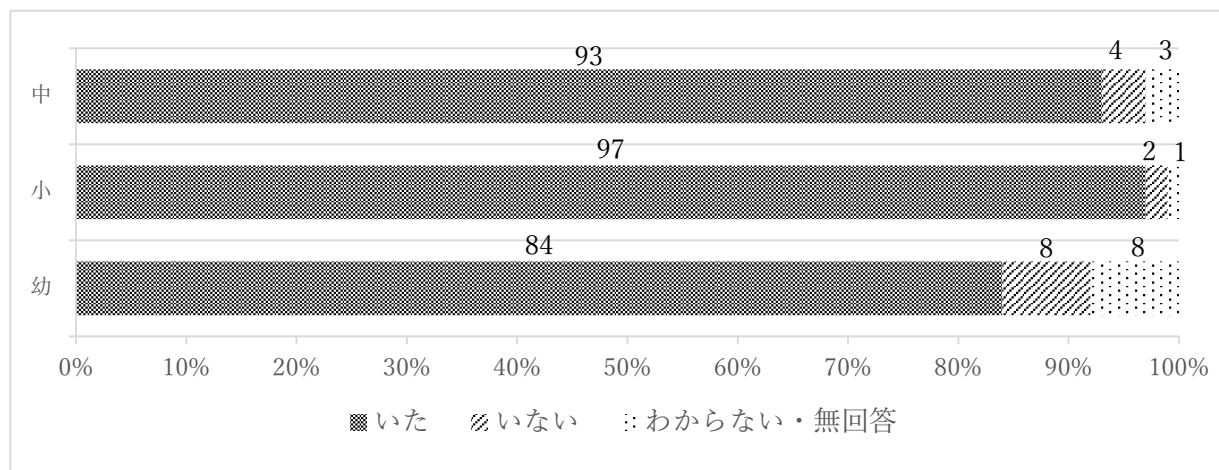
1 スマイルプランを知っていますか。



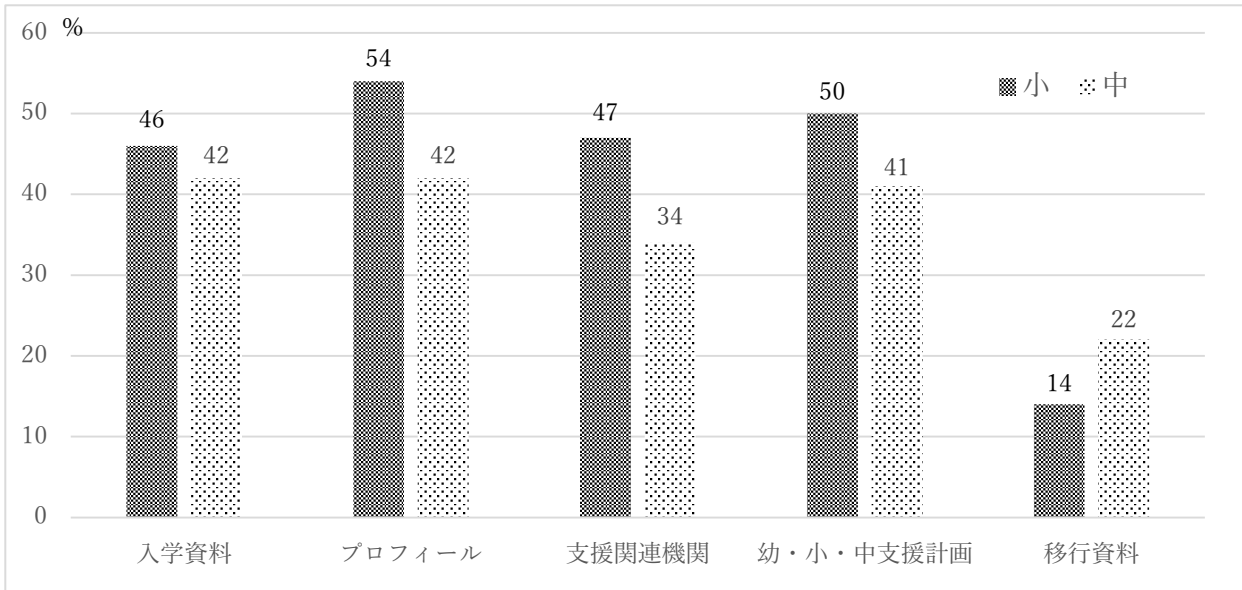
2 実際にスマイルプランの作成に携わったことがありますか。



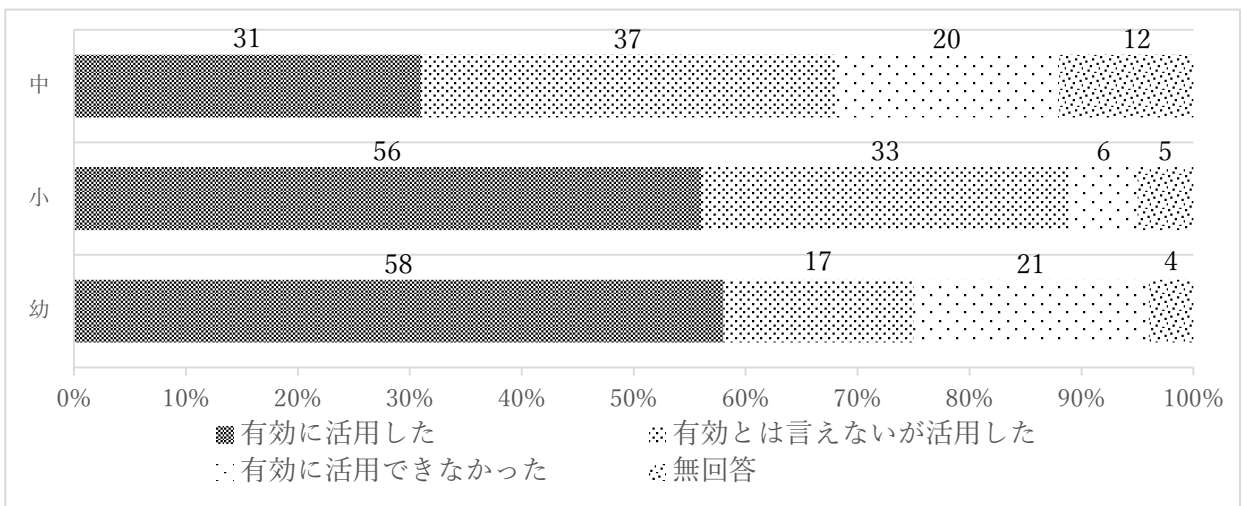
3 これまで関わってきた幼児・児童・生徒の中にスマイルプランを作成している子どもがいましたか。（廊下で挨拶をしたり、声をかけたりする程度の関わりも含めて）



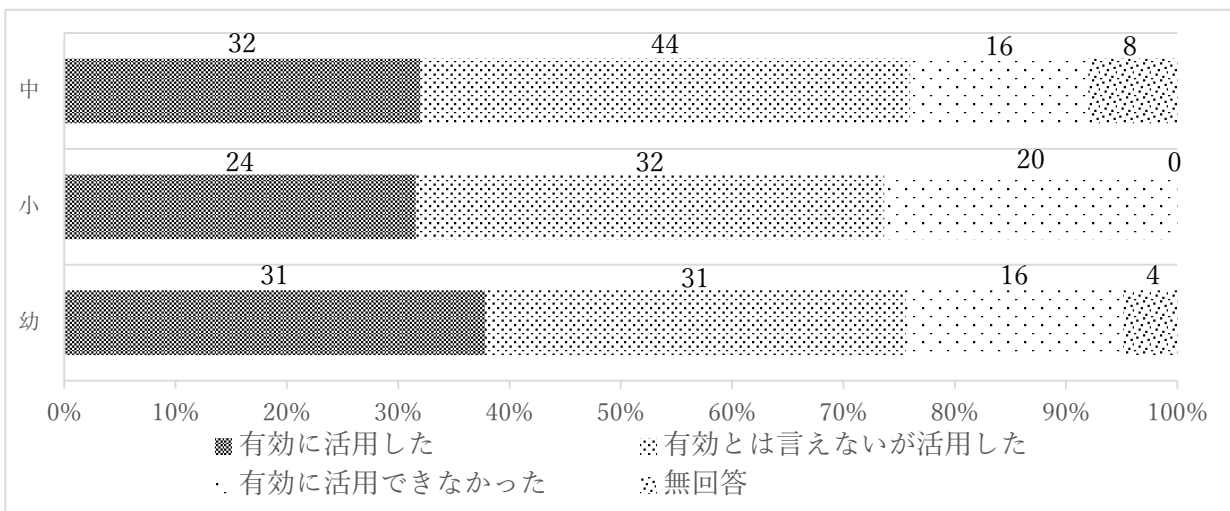
4 スマイルプランの中で、主にどのページが役に立ちましたか。（複数回答可）



5 保護者面談で活用しましたか。



6 教員間の引継ぎで活用しましたか。



【アンケートの結果より】

- 作成数は年々増加しており、「スマイルプランを知っている」「名前は聞いたことがある」と答えた教員の割合は 95%を超え、周知が進んできていると言える。小学校は99%、中学校に関しては100%であり、スマイルプランが学校に根付いたものになってきたと言える。
- 実際に作成に携わった経験がある教員は幼稚園83%、小学校82%、中学校66%であり、第2期策定時に比べ大幅に上昇した。さらに「これまで関わってきた幼児児童生徒にスマイルプランを作成している幼児児童生徒がいる」と答えた教員は幼稚園83%、小学校97%、中学校93%で、校内で情報の共有がされていると考えられる。
- 保護者との面談、教員間の引継ぎでの活用については、活用したと回答した意見の割合が第2期に比べ大幅に上昇した。しかしながら、活用に当り「有効とは言えない」との回答が小中学校で3～4割あり、活用の在り方について、確認・検討していく必要がある。
- 周知や活用が進んでいる一方、「役に立っているページ」の質問では、「移行資料」の回答数が低い結果になった。他のページも高い水準とは言えず、中身をより有効なものにするため検討する必要がある。

《成果と課題》

- 特別支援教育の視点^{※17}を生かした「わかる授業」づくりの考え方が、少しずつ広がってきた。学校経営の方針に「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた環境づくり・授業づくりについて明記している学校が増えている。
- 「わかる授業」づくりのリーフレットを市内共有フォルダに保存し、いつでも確認することができるようにした。
- 各園・学校において、幼児児童生徒の多様な実態を理解し、適切に支援するために引き続き専門家の派遣や研修の実施への協力、情報提供を進めていく。
- 学校における「市川スマイルプラン」の作成は進んできており、特別支援教育コーディネーターと担任が年度当初に面談をして課題や合理的配慮などについて確認している。
- 「市川スマイルプラン」は周知され作成も進んできたが、活用については不十分であるという実態がある。有効に活用するために、教職員の声を確認しながら活用方法を周知し、情報の円滑な引継ぎができるようにしていく必要がある。「市川スマイルプラン」を作成している幼児児童生徒について、「個別の指導計画」も併せて作成・活用できるよう、負担のない様式を検討し、周知していく。
- GIGA スクール構想^{※18}の取組に合わせて、学習用端末等の ICT 機器を活用したどの子にも「わかる授業」づくりについて、研修や情報提供を進めていく必要がある。
- 支援を要する児童生徒への有効な ICT 機器の活用方法や合理的配慮への利用などについて、情報を収集し、活用を推進するための環境整備が必要である。

＜2＞ 教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実

インクルーシブ教育システム構築のためには、連続性のある「多様な学びの場」としての、通級指導教室 ※19、特別支援学級 ※20、特別支援学校 ※21 の指導の充実を図り、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を進めていく必要があります。また、それぞれの担当者には、教室や学級の経営にとどまらず、その専門性を発揮して、校内の特別支援教育の推進役として関わることが求められています。そのために、各担当者の専門性向上を図るための研修の充実に努めてきました。

平成29年度、30年度の2年間は、文部科学省から委託を受けて「通級による指導担当教員等専門性充実事業」に取り組みました。担当教員に必要な専門性を「見立てる力」「指導力」「連携力」と位置づけ、拠点校での実践研究や多くの研修会を通して、市内担当者の専門性の向上につなげることができました。さらに、「市川市版通級指導教室ハンドブック」を作成し、各学校及び関係機関に配付し、通級による指導の理解と啓発を図ることができました。

また、特別支援学級、特別支援学校等との交流及び共同学習 ※22 を推進し、障がいの有無にかかわらず、すべての幼児児童生徒が、経験を深め、社会性を養い豊かな心の育成につなげられるよう取り組んできました。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため直接交流することが難しくなっていますが、手紙やビデオレターなど方法を工夫して交流を行っています。さらに、通常学級から特別支援学級への交流も進められ、支援を要する児童生徒への校内支援としての機能が生かされてきています。

平成29年度からは、市川市立小・中・義務教育学校、特別支援学校に在籍する医療的ケア ※23 を必要とする児童生徒（医療的ケア児 ※24）への対応として、当該学校に医療的ケア看護職員を配置し、医療的ケアが実施できる体制を整備してきました。学校、家庭、主治医が連携して医療的ケア児の情報を共有しながら取り組むことで、学校生活を安全に送ることができています。令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、より一層の環境整備と相談体制の整備を進めていく必要があります。

これらの教育の場の充実のためにも、地域や保護者のニーズを把握して、特別支援学級等の計画的な設置を進めるとともに、担当者の育成、それぞれの学びの場の教育活動の充実を図るよう努めております。その上で学びの連続性を意識した取組を推進し、本市のインクルーシブ教育システムの構築を目指していくことが必要です。

これまでの取組内容と、その状況や評価は以下のとおりです。

＜主な取組内容＞

（1）通級指導教室、特別支援学級等担当者研修会の充実

- ・担当者の専門性向上のため、それぞれの経験やニーズに応じた研修会を企画するとともに、担当者間の情報共有にも取り組んだ。

- ・平成29年度、30年度の2年間にわたり、文部科学省の委託を受け「通級による指導担当教員等専門性充実事業」の取組の1つとして、担当者の専門性向上のため、医療、大学の専門家を招いての事例検討会、授業研究会等を実施した。また、「見立てる力」「指導力」「連携力」について自己評価シートを年度初めと終わりに記入し、専門性の向上をより意識して研修会に取り組んだ。

表8【実施状況と評価】 ※評価は令和元年度研修会参加者の満足度（4点満点）

研 修 会 名	実施回数	令和元年度評価
通級指導教室（難聴・言語）担当者研修会	年5回	3. 8
特別支援学級・通級指導教室（自閉症・情緒障がい等）担当者研修会	年5回	3. 7
小学校特別支援学級（知的・肢体不自由）担当者研修会	年5回	3. 6
中学校特別支援学級（知的）担当者研修会	年5回	3. 7

- ・新設の特別支援学級や通級指導教室が増える中、新たに担当する教員の需要が増えており、その育成は急務である。自閉症・情緒障がい等特別支援学級新任担当者及び通級指導教室新任担当者には年度初めに新任研修会を実施した。
- ・より専門的な視点で児童生徒を理解し、適切な指導・支援が行われるよう、特別支援学校教諭免許状^{※25}の取得を進めていくことも重要である。

—免許状保有状況—

現在本市の特別支援学校教諭免許状の保有率は、市立特別支援学校教員は約77%。通級指導教室、特別支援学級担当者では約60%となっている。（令和3年5月現在）それ以外の教員は、特別支援学校の各部（小学部・中学部・高等部）に相当する学校種の教員免許状で指導に当たっており、市や県の研修等を受講して専門性の向上を図っている。

(2) 交流及び共同学習の推進

- ・特別支援学級と通常学級との校内交流は個に応じた形で進められている。
- ・特別支援学校の居住地校交流^{※26}が積極的に進められるようになっている。
- ・特別支援学校と小中学校・高等学校等との学校間交流が継続的に実施されている。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度以降直接的な交流をすることが難しい状況であるが、手紙やビデオレターなどでの間接的な交流等、様々な形で交流が実施された。

(3) 特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・令和元年度から、須和田の丘支援学校に理学療法士^{※27}、言語聴覚士^{※28}、看護師が配置され、校内の児童生徒の指導支援だけでなく、地域支援でもその専門性を発揮した。
- ・保育園、幼稚園、小・中・義務教育学校で幼児児童生徒への支援の助言だけでなく、研修等を実施し、教職員の専門性の向上を図った。専門家の助言の有効性から、地域支援においてそのニーズも高く、効果的な学校支援につながった。

(4) 特別支援学級等の設置及び環境整備の推進

- ・特別支援学級や通級指導教室入級の児童生徒数が増加し、多様なニーズの高まりがみられる。知的に遅れのない児童でも、情緒的な安定を求めて小集団である知的障がいの特別支援学級に入級するケースもあり、知的障がい特別支援学級の過密化が課題となっている地域もある。通常学級において、多様なニーズに応えることのできる支援体制の充実を図るとともに、ニーズに応じた特別支援学級等の設置についても計画的に進めていく必要がある。
- ・様々なニーズを踏まえ、近年では自閉症・情緒障がい特別支援学級を北部・南部に設置し、知的障がい特別支援学級も設置を進めている。通級指導教室では、巡回方式を取り入れ、より多くの学校をカバーできるよう進めている。
- ・通級指導教室の入級希望者は増加しており、巡回による指導が増えたことで担当教員の負担が増している。

グラフ4 【最近5年間の特別支援学級、通級指導教室入級審議件数】

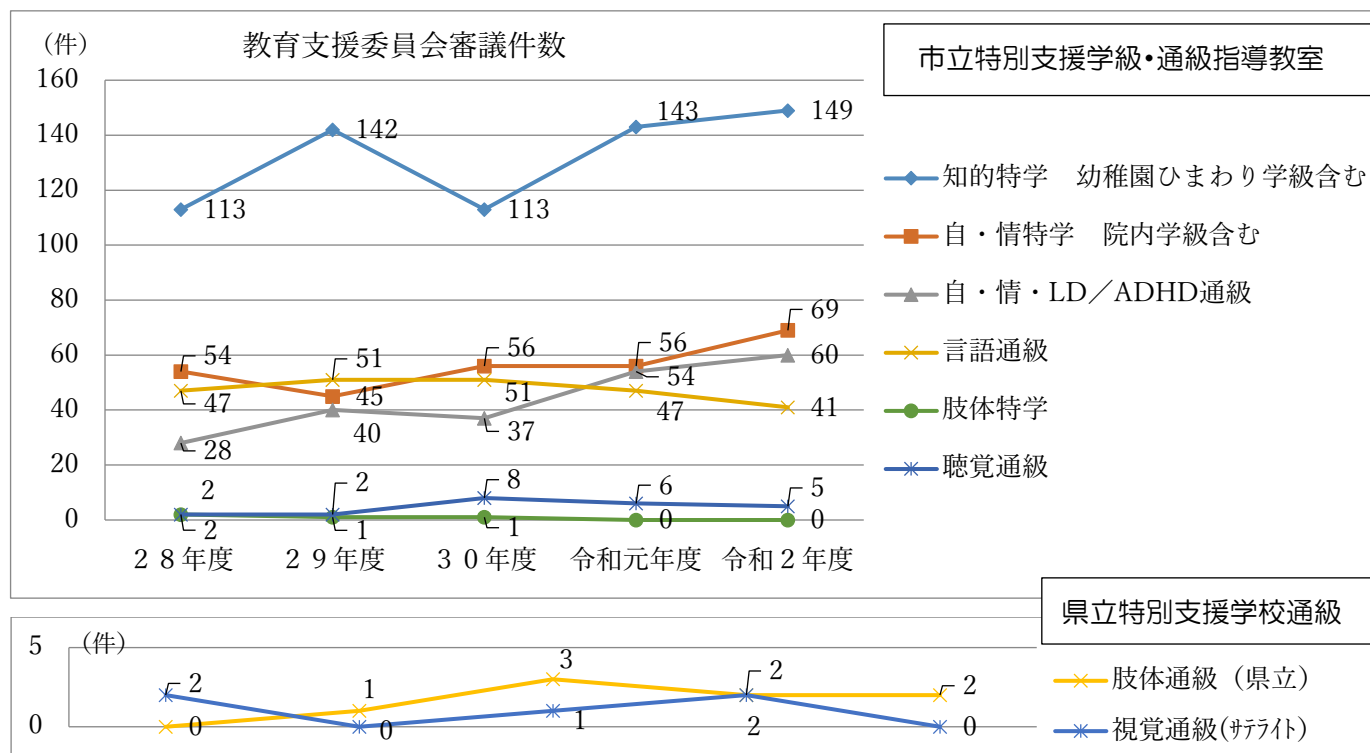
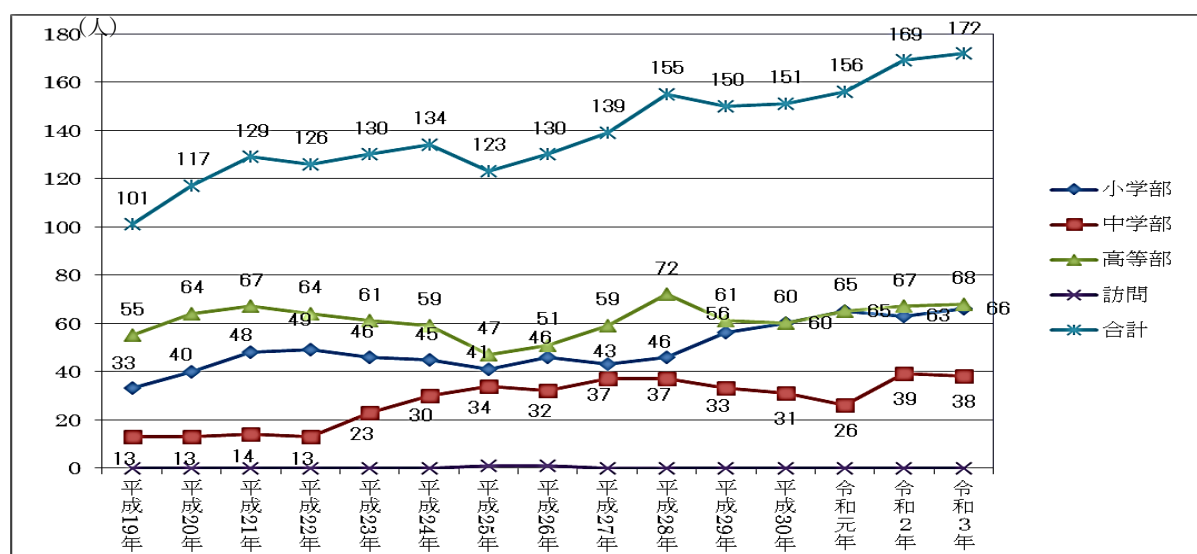


表9 【最近5年間の新設の状況】

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校特別支援学級（自閉症・情緒） 中国分小	小学校特別支援学級（自閉症・情緒） 福栄小	中学校特別支援学級（自閉症・情緒） 東国分中	中学校特別支援学級（自閉症・情緒） 南行徳中	小学校特別支援学級（知的） 国府台小
中学校通級指導教室（自閉症・情緒） 福栄中・下貝中	小学校特別支援学級（知的） 南行徳小	中学校通級指導教室（自閉症・情緒） 東国分中・大洲中	中学校特別支援学級（知的） 妙典中	義務教育学校通級指導教室 （自閉症・情緒） 塩浜学園（前期・後期）
		小学校通級指導教室（LD/ADHD）※32 中山小・鬼高小	小学校通級指導教室（LD/ADHD） 信篤小	

- ・特別支援学級（自閉症・情緒障がい）が設置されている小・中学校の教職員に、特別支援学級における知的障がいと自閉症・情緒障がいの違いや通級指導教室との違いなどについて説明を行っている。今後も校内の協力体制強化のため教職員の理解推進が必要である。
- ・幼児期の段階からの適切な支援や相談の必要性が高まっており、令和元年度から市川市立百合台幼稚園に電話相談窓口を設置し、保護者の相談を受けることで、適切な支援につながっている。※令和2年度から市川市立南行徳幼稚園にも窓口を開設している。
- ・千葉県立船橋特別支援学校の協力を得て、視覚障がいのサテライト教室 ※29 が開設されている。また、千葉県立船橋特別支援学校と夏見特別支援学校の肢体不自由の通級指導教室 ※30 への入級も進み、地域の学校で学びながら必要な支援を受けることができ、多様なニーズへの対応が可能になってきている。
- ・令和2年度からは小学校5年生の保護者に対して、中学校特別支援学級や通級指導教室等への「入級説明会 ※31」を行い、保護者が特別支援学級や通級指導教室の種類や指導内容等の特色を理解した上で選択できるようにした。
- ・市川市立須和田の丘支援学校については、児童生徒の増加に対応するため、平成20年度に小学部を稲越小学校（稲越校舎）に移転し、須和田校舎においても、特別教室を普通教室に転用するなど、必要な教室を確保してきた。しかしながら、その後も児童生徒は増え続け、須和田校舎、稲越校舎ともに教室不足が生じていることから、隣接している第二中学校の敷地内に2階建ての新校舎を建設（令和4年9月供用開始予定）することとした。稲越校舎も隣接する市民図書室を教室等に転用（令和3年9月供用開始）し、さらなる教室確保に取り組んでいる。

グラフ5 【最近の須和田の丘支援学校児童生徒数の推移】



《成果と課題》

- 担当者の専門性の向上については、ニーズに応じた研修会を実施したり、授業研究会に協力したりする中で取り組んできている。
- 医療的ケア看護職員が配置され、児童生徒が安全に学校生活を送ることができるようになった。また、令和元年度より指導課に看護師が2名配属され、医療的ケアを希望する保護者との面談や学校との連絡調整等を行い、安全な医療的ケアの実施が図られている。
- この5年間で、自閉症・情緒障がい特別支援学級や通級指導教室の入級希望が増加している。
- 特別支援学級等の設置については、特別支援学級等設置計画に基づいて進めてきているが、児童生徒のニーズの多様化と毎年300件を超える新規入級希望があり、十分に対応しきれない現状がある。
- 新設の学級が増える中、経験を有する教職員や専門スタッフが少なく、指導の充実という面では十分とは言い切れない。免許状取得の推進と、教職員の育成は喫緊の課題である。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、児童生徒の学習を保障するため、通常学級での交流学习や教科担任による授業など学級経営の工夫が必要であり、教職員への理解の推進に努めていく。
- 須和田の丘支援学校については、一教室の面積や運動場の広さが不十分であることや、高等部作業室の確保も困難な状況であること、また、今後更なる児童生徒の増加への対応や、小中高の連続性の確保を実現するためには、小中高一体型校舎の設置も視野に入れ、特別支援学校設置基準^{※33}に沿って教育環境の整備を行うなど今後も引き続き対応を検討していく必要がある。

＜3＞ 関係機関と連携した相談・支援体制の整備

第2期の5年間で、特別支援教育に関する教育相談・就学相談等の件数が、大変増加している現状があります。特別支援教育についての理解が進んだことや、幼児期からの相談・支援体制が整い、早い時期から「学校でも必要な支援を受けたい。我が子にとってより良い学びの場を選びたい。」と考える保護者が増えてきているのではないかと思います。また、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの多様化により、その相談内容も複雑化しており、教育委員会や学校は、関係する療育、福祉、医療等の各機関と必要な情報を共有し、連携した丁寧な対応が求められています。

そのような状況の中、教育委員会では令和元年度から、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築をこども政策部、学校教育部、福祉部の連携により図ってきました。そして、市川スマイルプランを支援のバトンとして活用し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた、切れ目のない支援の充実に努めてきました。

また、保護者に必要な情報がわかりやすく行き届くように、特別支援教育に関する情報提供の機会を充実しました。

これまでの取組内容と、その状況や評価は以下のとおりです。

＜主な取組内容＞

- ・こども発達センターや保健センター、幼児教育相談員と情報共有し、円滑な就学相談を進めてきた。
- ・就園及び就学前の子どもの保護者を対象にした、「就園・就学説明会 ※³⁴」を毎年5月に実施した。
- ・こども発達センターで市川スマイルプラン説明会を12月に実施した。令和2年度から資料配付に変更した。
- ・就学時健康診断 ※³⁵により入学予定者の実態を把握し、必要に応じて学校との連携を図った。
- ・特別支援学校高等部卒業時の就労支援等に関して関係機関との連携を図るとともに、複数年にわたり卒業後支援を実施した。
- ・関係機関による協議会を定期的に行い、情報共有や課題解決に向けて話し合うなど、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築した。

（例）「特別支援連携協議会」…年2回開催

「特別な支援が必要な子どもに対する切れ目のない支援に関する会議」…年3回参加

「自立支援協議会」…年2回参加

- ・特別支援学級設置校訪問などで教育支援委員会の答申と違う就学先を選択した児童生徒の様子を確認し、各学校に助言した。

《成果と課題》

- 市川スマイルプランについては、保護者への周知が進み、入学前に作成する保護者が増えてきており、必要な情報が引き継がれている。
- こども発達センターと教育センターが相談内容等を確認することのできる「児童発達支援システム」が導入され、教育センターと発達支援課が連携して切れ目のない相談支援の実施に向けて取組を始めた。
- 特別支援学校高等部の進路・就労支援コーディネーターと、進路についての状況を共有することができた。
- 長期的な視点に立ち、柔軟な就学相談、就学後のフォローアップ ※36を行うことや学校とのスムーズな連携が図れるよう体制を整えることについては、今後の課題である。
- 福祉部にも児童発達支援システムを導入し、関係機関と児童生徒の相談内容等を情報共有し、支援につなげるため連携を図りたい。
- 特別な支援が必要と思われる幼児児童生徒の保護者の中には、市川スマイルプランの作成を希望しない方もいる。保護者の理解が得られない幼児児童生徒への支援が課題である。
- 幼児児童生徒一人一人が最大限に力を発揮できる適切な就学先の選択につなげていけるよう、多様な学びの場が用意されており、ニーズの変化によって学びの場を柔軟に変えられることを、保護者や学校関係者、教育支援委員会 ※37 委員などに周知していきたい。

＜4＞ 特別支援教育についての理解・啓発

ここまで記してきた様々な取組について、市や教育委員会の広報紙などに、随時掲載を進めてきました。また、保護者向けのリーフレットの作成や、外部団体の事業の後援等を行うことで、啓発活動に努めてきました。

各園・学校では、特別支援学級、特別支援学校の幼児児童生徒との交流及び共同学習の取組を進めるとともに、車いす体験や視覚障がい者等の体験、障がい者スポーツ体験などに取り組み、障がいのある人たちへの理解を深める学習を推進してきました。また、コロナ禍においても、手紙やビデオレターを交換して間接交流を行うなど、交流活動を途切れさせない工夫が各校で見られました。

これまでの取組内容と、その状況や評価は以下のとおりです。

《主な取組内容》

- ・特別支援教育振興大会 ※38や講演会、合同学習発表会を開催し、保護者や市民に啓発活動を行った。

《成果と課題》

- 第24回特別支援教育振興大会のアンケートでは、「市川市の特別支援教育の取組を詳しく説明していただきよく理解できた。」「学校の対応など現状を知ることができてよかった。」等の感想があり、市川市の取組について広く啓発することができた。
- オリンピック・パラリンピック教育の取組で、パラアスリートによる講演や様々な体験を通して、パラスポーツに興味をもつとともに障がいのある人への理解を深めることができた。

Ⅲ 第3期計画 具体的な取組

<Ⅰ> 学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援

推進の方策Ⅰ 特別支援教育の視点を生かして、すべての幼児児童生徒にとって「わかる授業」を目指す。

支援が必要な幼児児童生徒にとってわかりやすい授業は、すべての幼児児童生徒にとってわかりやすい授業であり、確かな学力の向上につながるものであることを周知し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり、学級づくりの更なる推進を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
Ⅰ-① ユニバーサルデザインの視点を生かしたどの子ども「わかる授業」づくりの推進 <指導課・教育センター>	・市内共有フォルダ保存の配付済リーフレットの周知と活用 ・学校訪問、その他の訪問等を通じて、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業改善についての周知 ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業及び学級経営について、研修会の実施。(特別支援教育コーディネーター研修会ほか) ・各園・学校での研修の推進(研修会用資料の提供、講師及び講師紹介等の協力)	＊リーフレットの活用状況(アンケート) ＊ユニバーサルデザインの取組(アンケート) ＊各園・学校の研修状況の把握(アンケート)
Ⅰ-② ICT を活用した授業の推進 <指導課・教育センター>	・ICT を活用した授業の実現に向けた環境の充実と研修会の実施(特別支援学級研修会、通級指導教室担当者研修会ほか) ・通級指導教室の Wi-Fi 環境の整備 ・学校訪問、その他の訪問等を通じて、具体的な活用方法を周知 ・各学校の活用事例等の紹介	＊各研修会アンケート

新規

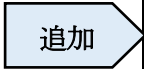
推進の方策2 すべての幼稚園・学校において、支援を必要とする幼児児童生徒への理解と適切な指導・支援を推進する。

すべての子どもたちは、様々な個性と可能性をもっているという理念に基づき、その個性を理解し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な合理的配慮及び指導・支援を提供できるよう体制整備を推進する。

具体的な取組	実施計画	*評価
2-① 教職員の特別支援教育に関する理解推進と、実践力向上のための研修会の実施 <指導課・教育センター>	・幼児児童生徒の理解と対応など、管理職を含めた教職員向けの、ニーズに応じた研修会の実施（特別支援教育コーディネーター研修会ほか、年1回以上） ・講師及び講師紹介等、校内研修会への協力	*各研修会アンケート *各園・学校の研修状況の把握（アンケート）
2-② 合理的配慮についての理解推進のための研修会等の実施 追加 <指導課・教育センター>	・学校訪問、その他の要請を通じて、学習指導案への記載等による合理的配慮の推進 ・合理的配慮に関する研修会の実施と市内共有フォルダを利用した、各園・学校への情報提供（管理職・特別支援教育コーディネーター研修会等） ・合理的配慮としての ICT 活用についての環境整備と情報提供	
2-③ 外部人材の活用の推進 追加 追加 <指導課>	・市川市巡回指導職員、特別支援教育スーパーバイザー※³⁹、県特別支援アドバイザー、特別支援学校の地域支援※⁴⁰（特別支援教育コーディネーター、理学療法士、言語聴覚士等）、幼児教育相談員（幼稚園）等の活用の推進	*実績評価（校数、満足度等）
2-④ 医療的ケアの体制整備の充実 追加 <指導課、義務教育課、保健体育課、教育センター、青少年育成課>	・ニーズに応じた医療的ケアへの対応と医療的ケア看護職員の配置を含めた体制整備の推進 ・医療的ケア看護職員連絡会の開催（年3回） ・「医療的ケア実施要領」に基づき、ケア実施に係る手引き、書類等の整備	

推進の方策3 各園・学校の校内支援体制の充実を図る。

学校の実情に応じて特別支援教育コーディネーターの複数配置やライフカウンセラー・千葉県スクールカウンセラー※⁴¹・千葉県スクールソーシャルワーカー※⁴²等との連携を推進する。あわせて、市川スマイルプランと個別の指導計画の作成と活用を推進し、校内支援体制の充実を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
3-① 特別支援教育コーディネーターの育成と校内支援体制の充実  <指導課・義務教育課>	・各園・学校の特別支援教育コーディネーターの役割と具体的な取組の明確化（特別支援教育コーディネーター研修会の改善・充実） ・各園・学校管理職への伝達・周知 ・各学校の特別支援教育コーディネーターの複数指名の推進 ・地区ごとに学校間で連携した支援体制の構築（通級指導教室担当者、ライフカウンセラー、千葉県スクールカウンセラー等） ・スクールソーシャルワーカーとの連携推進	*各園・学校の自己診断 *体制整備調査の活用 *実施における実態把握
3-② 「市川スマイルプラン」や「個別の指導計画」の作成と活用の推進 <指導課>	・特別支援教育コーディネーター研修会での具体的な作成と活用についての周知 ・ミニ研修会、事例検討会の実施、協力（各学校にて） ・活用の実態把握 ・校内研修資料の市内共有フォルダへの保存と活用の推進 ・学校訪問等での取組状況の確認と、具体的なフィードバック	*スマイルプラン作成数 *個別の指導計画作成数 *特別支援教育コーディネーターアンケート *「市川市教育振興基本計画」施策評価
3-③ 補助教員等に対する研修の実施 <指導課・義務教育課>	・特別支援学級等補助教員※⁴³研修会の実施（年1・2回） ・ライフカウンセラーを対象とした研修会の実施（年1回）	*各研修会アンケート

<2> 教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実

推進の方策4 通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の指導の充実と教職員の専門性向上を図る。

(1) 指導の充実

多様な教育の場としての通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の指導の充実と学びの連続性の構築を図るために、諸課題を解決するための具体的な取組を進める。

具体的な取組	実施計画	*評価
4-(1)-① 担当者の育成と専門性の向上 新規 新規 <指導課・義務教育課>	・担当者研修会の実施とその充実（経験年数を考慮しニーズを把握する。） （難聴・言語、自閉・情緒等、知的・肢体：年間各5回、特別支援教育コーディネーター：年間4回） ・特別支援教育免許状の取得に関する情報提供等、取得促進 ・市川市版特別支援学級ハンドブックの作成と活用 ・教育課程の整備（ICT 機器、教科担任制、特別支援学級における外国語等） ※必要に応じ作業部会設置 ・特別支援学級（知的、自・情、肢体不自由）の教育課程の検討と個別の指導計画、通知表についての検討 ・ICT を活用した授業についての研修会実施	*対象者の自己評価（アンケート） *免許状取得率（5月1日付け） *対象者の自己評価（アンケート）
4-(1)-② 交流及び共同学習の推進 <指導課・市立・県立等特別支援学校>	・通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習の推進（設置校） ・特別支援学校と地域小・中・高等学校との交流の推進（須和田の丘支援学校） ・特別支援学校居住地校交流の推進（須和田の丘、県立市川、県立船橋、県立船橋夏見、筑波聴覚等）	*実施状況調査（アンケート） *支援学校からの実施届及びまとめ

新規	4-(1)-③ キャリア教育及び進路指導の充実 <指導課・ 須和田の丘支援学校>	・キャリア教育の視点を生かした進級、進学への支援 ・高等学校進学先の情報の把握と提供 ・研修会等で、特別支援学級や通級指導教室の進路指導の在り方について学ぶ機会の設定 ・特別配慮申請※⁴⁴及び市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）の活用推進 ・須和田の丘支援学校高等部卒業後の進路に向けた体験的学習の充実と、関係機関との連携の推進 ・各種技能検定※⁴⁵の取組	*状況の把握（アンケート、担当者研修会）
---------------	--	---	-----------------------------

(2) 校内支援としての活用の推進

特別支援学校のセンター的機能※⁴⁶の充実を図るとともに、校内や地域のリソースとしての通級指導教室や特別支援学級の活用について、具体的な検討を進める。

具体的な取組	実施計画	*評価
4-(2)-① 特別支援学校のセンター的機能の充実と他機関との連携の整備 <指導課・ 須和田の丘支援学校>	・特別支援学校の教職員の専門性の向上（教職員の研修等の充実と免許状取得促進） ・地域支援の充実のための専門職の活用の推進と周知、啓発 ・福祉関係機関との連携・調整（こども部会等）	*免許状取得率（5月1日付け） *実施状況（数および満足度）
4-(2)-② 校内リソース※⁴⁷（支援者、場所等）としての通級指導教室・特別支援学級の活用推進と課題の明確化 <指導課・義務教育課・ 教育センター>	・通級指導教室（自・情、L/A※³²、難聴・言語）と特別支援学級（知的、自・情、肢体）の校内リソース（支援者、場所等）としての活用状況の把握 ・校内支援のための環境整備 ・県立特別支援学校通級指導教室、サテライト教室との連携	*状況の把握（アンケート、担当者研修会）

推進の方策5 特別支援教育に係る物的・人的環境の整備と充実を図る。(基礎的環境整備※48の充実)

特別支援学級、通級指導教室などの多様な教育の場を設置するとともに、必要に応じて各施設・設備や人的配置等の基礎的環境整備の充実を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
5-① 特別支援学級等の設置の推進 <義務教育課>	・ニーズに応じた特別支援学級、通級指導教室の計画的な設置の推進	
新規 5-② 須和田の丘支援学校の環境改善の検討 <学校環境調整課・義務教育課>	・須和田の丘支援学校の児童生徒数の把握と計画的な環境整備の検討	
5-③ 特別支援学級等補助教員の効果的な配置の推進 <義務教育課>	・特別支援学級等補助教員の配置の継続 ・学校の実情に応じた柔軟な配置の検討と促進 ・教員の育成を目指した、効果的な再任用職員等の配置検討と推進	

<3> 関係機関と連携した相談・支援体制の整備

推進の方策6 柔軟で連続した就学支援体制の構築を図る。

多様なニーズに対応できるよう、就学前から就学後にわたる柔軟で連続した相談・支援体制の構築に向けて検討し、関係課との連携による取組を進める。

具体的な取組	実施計画	*評価
6-① 柔軟で連続した就学支援体制構築の推進 <教育センター・義務教育課・指導課>	・インクルーシブ教育システム構築に向けた、就学相談・支援の実施と学校、保護者への周知による理解の促進 ・教育支援委員会、関係者への周知	
6-② 就学時健康診断後の円滑な相談への移行 <保健体育課・義務教育課・教育センター>	・就学時健診時の結果等から、必要に応じた相談への移行 ・健診時に得られた情報の、関係課との共有と今後の体制づくりへの活用（医療的ケア児、肢体不自由児への対応等）	
6-③ 就学後のフォローアップ体制の構築 新規 <教育センター・義務教育課・指導課>	・教育支援委員会の答申と就学先が異なった場合や、経過観察となった場合等の就学後の状況の確認と相談体制の構築（特別支援学級設置校訪問、学校訪問等） ・相談を要する児童（就学時検診の結果から）について、巡回指導職員等を活用した経過の確認 ・中学校進学に関する保護者の不安軽減のため関係機関での入級説明会の実施	*参加者アンケート

推進の方策7 ライフステージに応じた相談・支援の体制を整備し、円滑な接続を図る。

各相談機関の機能やその専門性を生かしつつ、様々なニーズの相談に応えられるよう、各機関との連携を図る。あわせて、「ライフサポートファイル※49」や「市川スマイルプラン」、「個別の指導計画」が有効に活用され、一貫した支援が提供できるようにする。

具体的な取組	実施計画	*評価
7-① 早期からの相談・支援機関と連携した、就学相談の充実 <教育センター>	・こども発達センター、保健センター、幼児教育相談員等の相談機関との連携と、円滑な就学相談の推進 ・就学に関する保護者の不安軽減のため、関係機関での就学説明会の実施	*就学説明会参加者評価(アンケート)
7-② 教育相談体制の充実と連携の推進 <教育センター・発達支援課・障がい者支援課・義務教育課・指導課>	・教育センターの相談を中心とした相談・支援体制の充実 ・児童発達支援システムの効果的な活用 ・各学校や支援に係る関係機関との連携、情報共有、必要に応じたケース会議の開催 (教育委員会、特別支援学校、福祉、保健、医療、労働等)	
7-③ 就学前の保護者に対する啓発 <教育センター・指導課・関係機関>	・関係機関と連携した就学説明会の実施 ・市川スマイルプランについて説明資料の作成と配付	
7-④ 「市川スマイルプラン」や「個別の指導計画」を活用した情報のつながりと、一貫した支援の推進 <指導課>	・「市川スマイルプラン」及び「個別の指導計画」を活用した学校間の円滑な接続と、一貫した支援の推進	*活用状況アンケートの実施(特別支援コーディネーターアンケート)
7-⑤ 特別支援学校高等部卒業後への円滑な接続の推進 <須和田の丘支援学校・関係諸機関>	・高等部卒業時の「移行支援計画」※50作成と、関係機関との円滑な接続 (障がい者支援課、障がい者施設課、障害者就労支援センターアクセス、その他のNPO法人等)	

<4> 特別支援教育についての理解・啓発

特別支援教育に係る様々な情報を発信し、各学校等に周知し、理解・啓発を進めるとともに、他の部局とも連携して広く一般市民に向けて、理解・啓発を進めていく。

推進の方策8 特別支援教育について広く市民への理解の推進と啓発を図る。

具体的な取組	実施計画	*評価
8-① 教育委員会広報紙やホームページ、リーフレット等による情報発信と理解・啓発の推進 <指導課・教育センター>	・教育委員会広報紙やホームページを活用した、特別支援教育の施策についての情報発信 (合同学習発表会 ※51、特別支援教育振興大会、市川スマイルプラン、特別支援学級・通級指導教室、市川市版通級指導教室ハンドブック等の市川市 HP への掲載 等) ・保護者向け、教職員向けのリーフレット等の作成・配付による特別支援教育についての理解と啓発の推進(市川スマイルプラン、合理的配慮、市川市特別支援教育推進計画リーフレット等)	
8-② 特別支援教育に関する研修や講演会の開催及び関係団体による啓発活動への協力 <指導課>	・特別支援教育振興大会(隔年開催)等、保護者、市民を対象とした特別支援教育に関する研修会や講演会の開催 ・特別支援教育に関する講演会等の行事に対する、後援等の協力	*参加者へのアンケートの実施
8-③ 障がい者スポーツへの取組と障がい者理解の促進 <保健体育課・指導課等>	・障がい者スポーツの用具の貸出等の周知、推進	

新規

資 料

I 用語説明

No.	用 語	説 明
※ 1	特別支援教育の理念	特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。 また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。 さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会（※6）の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。 （平成19年 文部科学省初等中等教育局長 「特別支援教育の推進について（通知）」より）
※ 2	インクルーシブ教育システム Inclusive education system（包容する教育制度）	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。 （「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より）
※ 3	市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）	障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成される支援計画。市川市では、子どもたちの笑顔を支える計画と考え「市川スマイルプラン」という名称にし、平成22年度から市内で様式を統一して作成を推進している。
※ 4	ライフステージ	人の一生を乳幼児期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。
※ 5	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにした法律。令和3年6月に制定され、令和3年9月18日から施行された。
※ 6	多様な学びの場	個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対し、その時点で最もニーズに合った指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級（※19）、特別支援学校（※20）といった連続性のある教育の場を用意することが必要とされている。
※ 7	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

※ 8	障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。
※ 9	ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 学校教育においては、どの子にもわかりやすい授業づくりや環境整備のために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れていくことが進められている。
※ 10	合理的配慮	「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」 (障害者の権利に関する条約 第 2 条 より) 平成 28 年 4 月 1 日から施行された「障害者差別解消法(※7)」により、公立の学校での「合理的配慮」の提供は義務とされている。
※ 11	特別支援教育 コーディネーター	学校内の関係者や、福祉、医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。各校で指名され、担任等が兼務している。
※ 12	ライフカウンセラー (LC)	市川市教育委員会が小・中学校の児童生徒の精神的な悩みに対し、適切な対応を行うために、各学校に 1 名ずつ(週 3 日程度)配置している。 小学校では“ゆとろぎ相談員”としてゆとろぎの部屋を開放し、児童の交流の場の提供や相談に対応し、心の安定を図っている。 中学校では心理療法士として相談室を設置し、生徒の支援や保護者の相談の対応、小学校への協力等を行っている。
※ 13	個別の指導計画	個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達段階などの的確な把握に基づいて、おおそ一年間の長期目標と学期ごとの短期目標を立てて作成される指導計画。指導の目標、手だて、評価などの項目が盛り込まれ、PDCA(計画→指導の実施→評価→改善)の一連のサイクルで機能することが重要とされる。
※ 14	市川市巡回指導職員	平成 19 年度から、市川市教育委員会で行っている事業の一つで、心理士等の資格を持つ職員が市内の小・中学校を巡回し、各校の支援を必要とする児童生徒への対応や、校内の支援体制等について助言を行っている。
※ 15	特別支援 アドバイザー	千葉県が行っている事業の一つで、臨床心理士等の資格を持つアドバイザーが、要請に応じて幼稚園、小・中・高等学校を訪問し、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方等について、教職員等に対し助言・援助を行う。 市川市は、葛南教育事務所より派遣されている。
※ 16	幼児教育相談員	幼稚園において、支援を必要とする園児を担当する教諭への指導・助言及び保護者からの相談業務等を通して、幼稚園における特別支援教育の充実を図ることを目的に、市川市教育委員会で配置している。
※ 17	特別支援教育の視点	特別な支援を必要とする子どもたちへの指導・支援を考えるときに必要な見方、考え方。 これまで障がいのある子どもたちに対して取り入れてきた支援や指導の方法等を、通常の学級経営や授業に取り入れようとするときなどに使用される。

※ 18	GIGA スクール構想	多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適な学び、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現に向けた構想。令和元年 12 月、文部科学大臣を本部長とする「GIGA スクール実現推進本部」を設置。
※ 19	通級指導教室	「通級による指導」を行う場。通常の学級に在籍している特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、各教科等は、在籍の学級で学びながら、障がいの状態に応じた指導を特別の教育の場で行う指導形態である。
※ 20	特別支援学級	学校教育法第 75 条 2 項により、小・中学校に設置されている学級。以前の特殊学級をさす。市川市では、知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由の学級がある。
※ 21	特別支援学校	学校教育法第 71 条に規定されている学校で、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小・中学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。市川市内には、市川市立須和田の丘支援学校、県立市川特別支援学校、県立特別支援学校市川大野高等学園と筑波大附属聴覚特別支援学校がある。
※ 22	交流及び共同学習	交流教育の形態及び内容には、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、共にふれあう側面と学習指導要領等に示された目標等に基づいて適切な学習を行う側面があり、これまでの「交流教育」をより一層発展させるという視点から、「交流及び共同学習」と改められた。平成 20 年に告示された学習指導要領からは、その機会を設けることが明記された。
※ 23	医療的ケア（医ケア）	痰の吸引や、経管栄養、導尿などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」と呼んでいる。障がいのある児童生徒の学習の保障や生活の質の向上のために、特別支援学校に看護師（医療的ケア看護職員）を配置し、学校において教員又は看護師により医療的ケアが実施できるようになった。現在は、市川市の小学校でも看護師を配置するなど、体制の整備が進んできている。
※ 24	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18 歳以上の高校生等を含む。）
※ 25	特別支援学校教諭免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）の 5 つの領域がある教員免許状で、特別支援学校の教諭になるために必要な免許状。基礎免許となる小学校、中学校、高等学校等の教員免許が必要とされる。 「当面の間」は特別支援学校教諭の免許状が無くても特別支援学校の教員とすることができる、こととなっている。
※ 26	居住地校交流	特別支援学校の児童生徒が、地域とのつながりを深める機会をもつため、自らの居住地の小・中学校と交流及び共同学習を行うこと。 市川市内では須和田の丘支援学校、県立市川特別支援学校、県立船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校、筑波大付属聴覚特別支援学校等の児童生徒が、地域の小・中学校と交流及び共同学習を行っている。
※ 27	理学療法士（PT）	医療従事者のうちリハビリテーション職の一つ。寝返る、起き上がる及び歩くなど、日常生活に必要な基本動作ができるように身体の基本的な機能回復をサポートする動作の専門家。身体の機能や動作の回復を促し、自立した日常生活が送れるようにバックアップする。PT：Physical Therapist
※ 28	言語聴覚士（ST）	医療従事者のうちリハビリテーション職の一つ。音声機能、言語機能又は聴覚機能の維持向上を図るため、摂食・嚥下、言語発達、言語訓練、検査及び助言、指導その他の援助を行う。 ST：Speech Language Hearing Therapist

※ 29	サテライト教室	本来の校舎や教室とは別の場所で指導が行われる教室のこと。 現在市川市では、千葉県立船橋特別支援学校の視覚障がいサテライト教室が、市川市立八幡小学校の教室で開かれている。船橋特別支援学校の教員が八幡小学校に来て、必要とする児童生徒に対し、視覚障がいのための特別な指導を行っている。
※ 30	肢体不自由の通級指導教室	普段の学校生活は在籍する小・中学校で行いながら、主に体の動きに関する学習を、肢体不自由の特別支援学校（市川市の場合は、県立船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校）の通級指導教室で受けることができる。在籍校に教員が巡回して授業を行うこともある。
※ 31	入級説明会	令和2年度より、中学校特別支援学級及び通級指導教室への入級を検討している小学校5年生の保護者に、市内の特別支援学級の種類や指導内容等の概要、通級指導教室との共通点や違いなどについて説明を実施している。
※ 32	LD／ADHD L／A	LD : Learning Disabilities、学習障害の略記。 ADHD : Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder、注意欠陥多動性障害の略記。平成18年度より、新たに通級による指導の対象とされた。
※ 33	特別支援学校設置基準	在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の環境を改善する観点から、学校教育法第3条に基づき制定されたもの。令和3年9月公布
※ 34	就学説明会	特別支援学級や特別支援学校に入学を考えている保護者に対して、必要な情報、手続きを説明する会。教育センター、ひまわり学級を併設する市立幼稚園等で実施している。
※ 35	就学時健康診断	学校保健安全法の規定により翌学年の初めから学校に就学予定の者に対し行われる健康診断。義務教育の円滑な実施に資するもの。
※ 36	就学後の フォローアップ	就学時健康診断や教育相談等の中で、気になる点がある児童が学校に就学した後、どのように過ごしているかの様子を確認し、心配な点があるような場合に、いつでも教育相談につなげられるようにすること。
※ 37	教育支援委員会	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就園、就学及び転園、転学に関し、教育委員会の諮問に応じ調査審議する委員会。
※ 38	特別支援教育振興大会	市川市の特別支援教育の取組等についての振興を図るために、学校関係者、市民を対象として、市川市特別支援教育研究連盟、市川市特別支援学級・通級指導教室設置校校長会の主催、市川市教育委員会の共催によって隔年で開催されている。
※ 39	特別支援教育 スーパーバイザー	令和3年度から、市川市教育委員会で行っている事業の一つで、特別支援教育に関する豊富な知識及び経験を有している職員が各校の支援を必要とする児童生徒への対応や校内の支援体制、特別支援学級の学級経営等について助言を行っている。
※ 40	特別支援学校の地域 支援	地域の幼稚園、保育園、小・中・高等学校等からの要請に応じて、支援を必要とする子どもたちの教育に関する情報提供、教育相談、研修への協力等、特別支援教育の取組に関する支援を行う。
※ 41	千葉県スクール カウンセラー（SC）	千葉県が配置している、いじめ、不登校、暴力行為等早期発見や緊急時の対応や学校全体の支援として児童生徒、保護者、教職員等に対し、カウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行う専門家。
※ 42	千葉県スクール ソーシャルワーカー （SSW）	千葉県が配置している、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

※ 43	特別支援学級等 補助教員	市川市教育委員会が、市内の特別支援学級設置校に1名を基本として配置している職員。 現在は、通常の学級における支援を要する児童生徒のために、支援体制を補助する目的でも配置している。 ※学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年8月施行）の中の特別支援教育支援員に相当する職員。
※ 44	特別配慮申請	障がいのある生徒が、各入学者選抜を受検するにあたって、特別な配慮が必要な場合に申請することができる。障がいがあることにより、不利益な取り扱いの無いように配慮されるもの。 例：難聴のため、リスニングテストを別室で行う。など。
※ 45	（特別支援学校で実施している） 技能検定	千葉県特別支援学校では、一貫した系統的・体系的なキャリア教育を推進することを目的として、各種技能検定を実施している。幼児児童生徒の主体的な学びの推進と自己肯定感の育成、自己表現ツールとなって欲しいという願いを大切に取組んでいる。清掃検定、パソコン入力検定、接客サービス検定がある。
※ 46	特別支援学校の センター的機能	平成19年度の特別支援教育の実施により、各特別支援学校が、地域の小・中学校等の支援を必要とする児童生徒の指導等についての助言を行ったり、研修の協力をしたりする相談センターとしての役割を担うこととされた。
※ 47	校内リソース	校内における支援に活用可能な援助資源。人的資源（副担任、管理職、養護教諭、カウンセラー等）、環境的資源（特別支援学級、保健室、空き教室等）、物的資源（視覚教材、パソコン、ヘッドホン、タイマー等）が考えられる。
※ 48	基礎的環境整備	障がいのある子どもたちへの支援について、法令に基づき又は財政措置により、市町村等で行う教育環境の整備の事で、これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備である。
※ 49	ライフサポート ファイル	障がいのある子どもについて、一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わるができる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたりするためのファイル。 市川市では、平成28年秋から、利用が始まった。
※ 50	移行支援計画	個別的教育支援計画の一形態で、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加・自立を支援するため、学校卒業時に作成し、労働機関や民間企業、就労支援機関等に必要な情報を引き継いでいくための計画。
※ 51	合同学習発表会	市川市内にある小・中学校知的特別支援学級の児童生徒が、日々の学校生活の中で積み重ねてきた学習の成果を、広く多くの方々に見ていただき、障がいのある子どもたちとその教育への理解促進のために、毎年実施している発表会。現在は、市川市北部地区、南部地区の2か所に分かれて開催している。
参 考	障害者権利条約 （障害者の権利に関する条約）	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成18年国連総会で採択 日本は平成19年条約に署名 平成26年1月 批准
参 考	多様性	幅広く性質の異なる群が存在すること。「インクルーシブ教育」の考え方の中では、障がいの有無に限らず、性別、国籍、宗教、家庭環境等の様々な背景について前提としている。初めて提唱された「サラマンカ宣言」（1994年）では、「すべての子どもたちは、ユニークな特性、関心、能力および学習のニーズを持っており、」とされている。
参 考	高等学校の 通級指導教室	小・中学校での通級指導対象者は年々増加している。このことを受け、高等学校においても特別な支援を必要とする生徒のために、通級による指導が必要であるとされ、千葉県では、平成30年度から正式に開始されている。

参 考	臨床心理士	臨床心理学を基盤とし、相談依頼者が抱える種々の精神疾患や心身症、不適応行動などの援助・改善・予防・研究、あるいは人々の精神的健康の回復・保持・増進・教育への寄与を職務内容とする心理職の専門家。
参 考	作業療法士（OT）	作業療法士は、医療従事者の一員であり、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士などの、リハビリテーション職の一つ。入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーション活動を通して、身体と心のリハビリテーションを行う。OT：Occupational Therapist
参 考	身体障害者手帳	身体（上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に障がいのある方に対し都道府県が発行する障害手帳。福祉サービス等を受けることができる。
参 考	療育手帳	知的障がいのある方に対し都道府県が発行する障害者手帳。18歳未満は児童相談所が判定し、知的障がいと判定されたものに対し発行する。福祉サービス等を受けることができる。
参 考	精神障害者保健 福祉手帳	精神障がい（てんかん、発達障がいなどを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対し都道府県が発行する障害者手帳。福祉サービス等を受けることができる。

2 計画策定経過

年 月	主 な 会 議 等
令和3年 4月	第1回 四課連携会議（義務教育課、教育センター、保健体育課、指導課）
令和3年 7月	第1回 市川市特別支援連携協議会
令和3年 9月	第4回 四課連携会議
令和3年12月	第5回 四課連携会議
令和4年 1月	定例教育委員会 勉強会
令和4年 2月	第2回 市川市特別支援連携協議会
令和4年 2月	定例教育委員会 勉強会
令和4年 2月	第6回 四課連携会議
令和4年 3月	定例教育委員会

3 市川市特別支援連携協議会委員

県教委	千葉県教育庁葛南教育事務所 指導主事		
医療	岩沢医院 院長		
親の会	市川手をつなぐ親の会		
	市川市自閉症協会		
	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」市川グループ		
	市川市肢体不自由児・者父母の会		
	公立校に通う聴覚障害児親の会		
学校関係	市川市特別支援教育研究連盟代表		
	市川市特別支援学級・通級指導教室等設置校校長会代表		
	市川市立須和田の丘支援学校長		
	市川市立幼稚園園長		
	千葉県立船橋特別支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	千葉県立船橋夏見特別支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	千葉県立市川特別支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	市川市立須和田の丘支援学校 特別支援教育コーディネーター		
	千葉県立国府台高等学校 特別支援教育コーディネーター		
	小学校特別支援学級担当者・中学校特別支援学級担当者		
	難聴・言語通級指導教室担当者		
	自閉症・情緒等特別支援学級・通級指導教室担当者		
	市川市立幼稚園 ひまわり学級担当者		
	市川市立小学校・中学校 特別支援教育コーディネーター		
関係機関	中核地域生活支援センター がじゅまる		
	基幹相談支援センター えくる大洲ステーション		
	市川市障害者就労支援センター アクセス		
市長部局	福祉部	障がい者支援課	
	こども政策部	こども家庭支援課	
		発達支援課	
		こども施設運営課	
		市川市立保育園園長	
	保健部	保健センター健康支援課	
教育委員会	生涯学習部	教育総務課	
	学校教育部	義務教育課	教育センター
		保健体育課	指導課（事務局）

4 市川市特別支援学級・通級指導教室設置校一覧

○：特別支援学級 通：通級指導教室

ブロック	学 校 名	知的 肢体	言語 難聴	自閉 情緒 LA
一 中	第 一 中			○院
	市 川 小	○	通	
	国府台小	○		○院
	中国分小			○・通
二 中	第 二 中	○		
	真 間 小	○		
	菅 野 小			○
	国 分 小	○		
	須和田の丘支援	○		
三 中	第 三 中	○		
	八 幡 小		通	視サ
	富貴島小			
	百合台小	○		
	百合台幼	○		
四 中	第 四 中	○		
	中 山 小	○		通
	若 宮 小	○		
五 中	第 五 中	○		通
	大 柏 小	○		
	大 町 小			
	柏 井 小	○		
六 中	第 六 中			
	鬼 高 小			通
	稻荷木小		通・難	
七 中	第 七 中	○	通・難	
	行 徳 小	○	通	
	新 浜 小	○		通
	新 浜 幼			
八 中	第 八 中	○		○
	平 田 小	○		通
	鶴 指 小	○		通
	大和田小			

ブロック	学 校 名	知的 肢体	言語 難聴	自閉 情緒 LA
下貝塚中	下貝塚中			通
	宮久保小			
	北 方 小	○	通	
	大 野 小			通
高谷中	高 谷 中	○		
	信 篤 小	○		通
	二 俣 小	○		
	信 篤 幼			
福栄中・塩浜学園	福 栄 中	○		通
	塩 浜 学 園 (前期・後期)			通
	南新浜小			
	福 栄 小			○
東国分中	東国分中	○		○・通
	曽 谷 小	○		
	稲 越 小			
大洲中	大 洲 中			通
	宮 田 小			
	大 洲 小			
	大 洲 幼	○		
南行徳中	南行徳中			○
	南行徳小	○		
	富美浜小	○		
	新 井 小	○	通	
	南行徳幼	○		
妙典中	妙 典 中	○		
	幸 小			
	塩 焼 小	○		
	妙 典 小	○肢		通
	塩 焼 幼			

○院：国府台病院院内学級 ○肢：肢体不自由 難：通級指導教室（難聴）

視サ：視覚障害サテライト教室（県立船橋特別支援学校）

令和4年4月1日現在